池岡昭一郎　内田奈美子　大住　直行
勝又　一　熊原　巖　高橋　春雄
名和　恒年　三浦　浩次　吉高雄二郎
従六位に叙する（各通）
上田　儀信　富永　充
豊田　耕次　長野　久
正七位に叙する（各通）（以上一月二十五日）
甲斐　邦朗　成田　重彦
従四位に叙する
植西　勝紘　中嶋　正雄
従五位に叙する（各通）
阿部　壽美　安藤　武　伊東　宏樹
大野　昭　大場　進　長田　健司
香川　敏雄　川島　良夫　後藤　公男
高橋　良政　村岡　正廣
正六位に叙する（各通）
五十嵐　正　遠藤　紀夫　北村　茂喜
高木　將而　高橋　光男　武山　紘志
堀　清　三好　博久　屋代　演彦
従六位に叙する（各通）
井上　國廣　高崎　鉄男　高橋　章
土本　逸雄　山口　伸二
正七位に叙する（各通）
富永　佳久　羽下　平作　松尾　光晴
従七位に叙する（各通）（以上一月二十六日）
室伏　稔
従三位に叙する
（熊本大学名誉教授）
平峰　豊
正四位に叙する
従四位に叙する
正八位
正五位に叙する
（大東市議会議員）
西田　又康
深谷　博文
従五位に叙する（各通）
君島　光夫　熊岡　孜郎
小林　敏夫　豊田　菊男
従七位
正八位
鳥原　通憲
中岡　修也
廣江　大雄
正六位に叙する（各通）

大倉　正澄　佐々木　巖　須藤富之助
田崎　之光　田中喜佐雄　飯田　誠
堀川　章吉
従六位に叙する（各通）
大森　將昭　織田　愼平
小林　覺郎　櫻庭　文三
正七位に叙する（各通）
有屋田一成　小野　喬　佐藤　勲
黒田　康二　濱田　幸男　深谷　博文
従七位に叙する（各通）（以上一月二十七日）
岡田　佳之　河又　恭一
正五位に叙する
河又　恭一　吉安　亮一
従五位に叙する（各通）
高畑　實　田辺　功　森元　瑛子
正六位に叙する（各通）
掛村　尚　高田　義弘
従六位に叙する（各通）（以上一月二十八日）
久保　知士
従五位に叙する（一月二十九日）
上野　良典
従四位に叙する
北村　一
正七位に叙する
高山　哲修
従七位に叙する（以上一月三十日）
宮國　義夫
従五位に叙する
松永　幸二
従六位に叙する（以上一月三十一日）
菅原　良
従五位に叙する（二月一日）
○叙勲
大口　進　古内美之吉　水城　具美
旭日単光章を授ける（各通）（一月二十五日）
伊東　宏樹　遠藤　紀夫
旭日双光章を授ける（各通）（一月二十六日）
（大東市議会議員）
岩淵　弘
旭日小綬章を授ける
大倉　正澄　田崎　之光
旭日双光章を授ける（各通）
加嶋　盛義　西岡　英樹
旭日単光章を授ける（各通）（以上一月二十七日）
岡坂　義春
旭日単光章を授ける（一月二十八日）

加治　清則　篠原　昭治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
内田奈美子　嘉本　惠吉　熊原　巖
黒澤　俊　杉浦　忠夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
大住　直行　勝又　一　豊田　耕次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十五日）
蓑島　一朗　吉高雄二郎
瑞宝中綬章を授ける
甲斐　邦朗　中嶋　正雄
瑞宝小綬章を授ける
阿部　壽美　五十嵐　正
大野　昭　長田　健司　植西　勝紘
北村　茂喜　高木　將而　川島　良夫
高橋　光男　高橋　良政　高橋　章
瑞宝双光章を授ける（各通）
貝津　良輔　富永　佳久　村岡　正廣
松尾　光晴　山口　伸二　羽下　平作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十六日）
（熊本大学名誉教授）
平峰　豊
瑞宝中綬章を授ける
日根　和夫
瑞宝小綬章を授ける

有屋田一成　織田　愼平　熊岡　孜郎
久利　時夫　小林　敏夫　櫻庭　文三
佐々木　巖　田中喜佐雄　西田　又康
濱田　幸男　廣江　大雄　深谷　博文
瑞宝双光章を授ける（各通）
大森　將昭　小野　喬　佐藤　勲
島田　正弘　津島　正一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十七日）
河又　恭一
瑞宝小綬章を授ける
岡田　佳之　掛村　尚　森元　瑛子
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上一月二十八日）
久保　知士
瑞宝双光章を授ける
川村　年明
瑞宝単光章を授ける（以上一月二十九日）
高山　哲修
瑞宝単光章を授ける（一月三十日）
松永　幸二
瑞宝双光章を授ける（一月三十一日）
菅原　良
瑞宝双光章を授ける（二月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月三日ブルガリア国の国祭日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　独立行政法人水産大学校

(二)　登録船舶職員養成施設の種類

（変更前）三級海技士（航海）第一種養成施設
内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設
（変更後）三級海技士（航海）第一種養成施設
三級海技士（機関）第一種養成施設

(三)　変更年月日　平成二十八年三月一日